

**2022年度**  
**新輸出大国コンソーシアムによる**  
**海外展開支援サービスについて**

**「ジェトロ使い方ガイドンス」**

**日本貿易振興機構（ジェトロ）**  
**お客様サポート部 海外展開支援課**

## 新輸出大国コンソーシアム

海外展開の計画立案から、  
その実行・実現まで、専門家が  
支援します

新輸出大国コンソーシアムは、  
日本企業の海外展開を支援する全国のあらゆる支援機関が結集し、  
海外展開にご関心をお持ちの 中堅・中小企業の皆様へ  
ワンストップの支援サービスをご提供します。

• [コンソーシアムとは](#)



### ジェトロ 新輸出大国コンソーシアム事務局

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル

E-mail : [cse-pt-apply@jetro.go.jp](mailto:cse-pt-apply@jetro.go.jp)

Tel : 03-3582-8333 (9時00分～12時00分、13時00分～17時00分(土日、祝祭日を除く))

**お客様サポート部  
海外展開支援課**

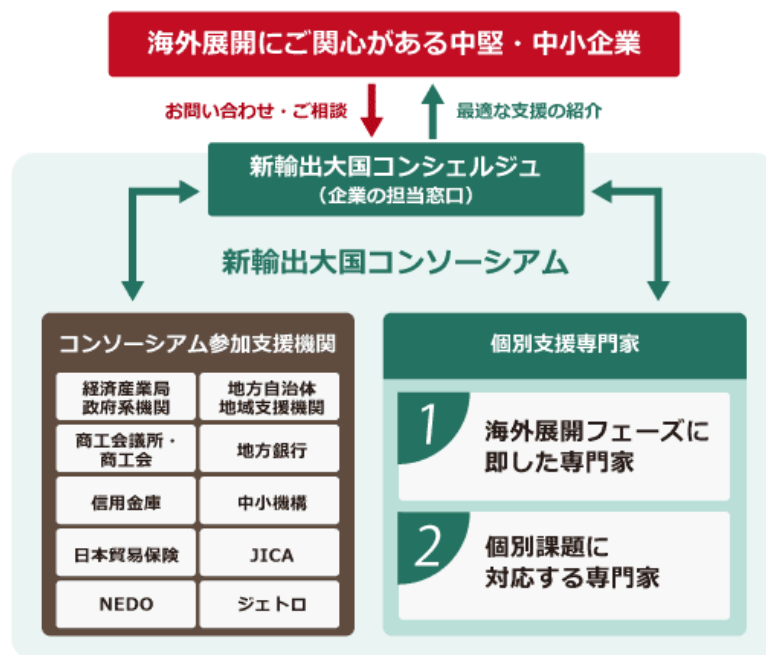
# 新輸出大国コンソーシアム 専門家による個別企業の海外展開支援

## 新輸出大国コンソーシアムとは



TPP11、日EU・EPA、その他日本との経済連携協定のメリットを最大限活用し、グローバル市場開拓・事業拡大を目指す中堅・中小企業が海外展開を図る上では、製品開発、国際標準化から販路開拓に至るまでの総合的な支援が必要です。「新輸出大国コンソーシアム」（以下、コンソーシアム）は、政府系機関、地域の金融機関や商工会議所など国内 各地域の企業支援機関が幅広く参加し、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して総合的な支援を行います。

海外展開を目指す企業は、コンソーシアムに参加している複数の企業支援機関からそれぞれの専門性を活かした様々な支援を受けることができます。ジェトロは、コンソーシアムの事務局として取りまとめ機能を担う一方、企業の海外展開を支援してきた公共機関として一層きめ細かい支援を提供していきます。



### ▶ 参加支援機関によるサポート

全国1117の支援機関が、皆様のご相談を受け、支援をご提供します。



## 海外ビジネスに精通した専門家による支援

全国に配置された海外展開支援のための「新輸出大国コンシェルジュ」が、皆様のご相談に応じ、最適なサービスをご紹介します。コンシェルジュのナビゲートにより、海外展開を目指す皆様には、以下の支援をご提供します。

### 海外展開フェーズに即したハンズオン支援

※2022年度 ハンズオン支援お申込み受付中です。

海外展開戦略策定段階から、事業計画策定、実行段階まで、企業様の状況に応じて、各国・地域事情、実務に精通した専門家が支援します。

テーマ	支援内容
▶ 【ハンズオン支援】 海外展開全般 (輸出・海外拠点設立等)	継続的な企業訪問・海外出張同行を通じて、戦略策定から海外販路開拓、立ち上げ、操業まで一貫して支援（審査あり）

# 専門家（パートナー）による個別企業（ハンズオン）支援の流れ

全産業（進出・輸出）



### パートナー

➤ 戦略策定から事業計画作成、計画実行まで一貫して支援（**審査あり**）

ハンズオン（伴走型）支援  
専門家

- 海外展開戦略  
策定支援
- 貿易実務・  
商談支援
- 越境EC・  
電子商取引



### エキスパート

➤ 個別課題に対応するスポット支援（**審査なし**）

個別課題対応スポット支援  
専門家

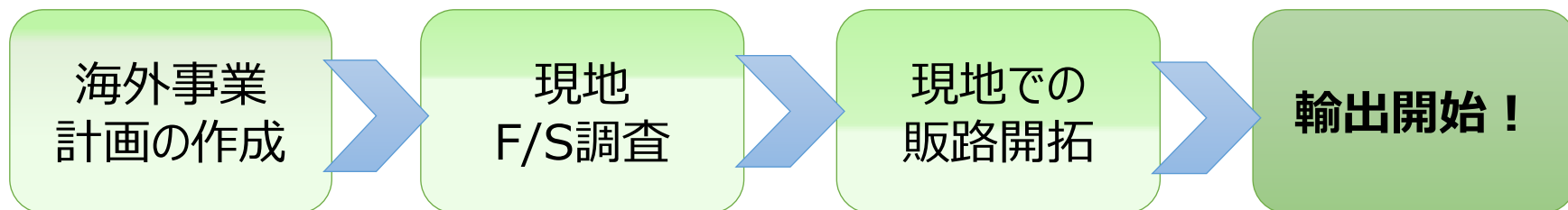
- 基準・認証
- 法務
- 税務・会計
- 物流

# 専門家（パートナー）「ハンズオン支援」とは？

- ・ 海外ビジネス経験の豊富な「**パートナー**」が、貴社の海外ビジネスに**伴走して**支援します。

## 支援イメージ

例) 自社製品をタイに輸出したい



商談のための海外出張に同行、商談などにも同席



**Aパートナー**  
大手家電メーカーOB。  
バンコクに計10年の  
駐在経験あり。

重要な局面で  
的確なアドバイスを実施

- ✓ 要求されるであろう仕様や価格・建値・納期などにつき助言
- ✓ タイ人に伝わりやすいPR資料を一緒に作成
- ✓ タイの代理店候補との商談に同席・助言

# ハンズオン支援のお申込みについて

## 海外ビジネスに精通した専門家による支援

全国に配置された海外展開支援のための「新輸出大国コンシェルジュ」が、皆様のご相談に応じ、最適なサービスをご紹介します。  
コンシェルジュのナビゲートにより、海外展開を目指す皆様には、以下の支援をご提供します。

### 海外展開フェーズに即したハンズオン支援

※2022年度 ハンズオン支援お申込み受付中です。

海外展開戦略策定段階から、事業計画策定、実行段階まで、企業様の状況に応じて、各国・地域事情、実務に精通した専門家が支援します。

テーマ	支援内容
▶ 【ハンズオン支援】 海外展開全般 (輸出・海外拠点設立等)	継続的な企業訪問・海外出張同行を通じて、戦略策定から海外販路開拓、立ち上げ、操業まで一貫して支援（審査あり）



# ハンズオン支援のお申し込みについて

## 「新輸出大国コンソーシアム」専門家（パートナー）による 海外展開ハンズオン支援 お申し込み（審査あり）



**2022年度パートナーによるハンズオン支援お申し込み受付中です。**

※まずは[最寄りのJETRO](#)  にご相談ください。

海外ビジネスに精通した専門家（パートナー）が、継続的な企業訪問・海外出張同行を通じて、海外展開の作成支援から海外販路開拓、立ち上げ、操業支援まで一貫して支援します。

お申し込みの際には「申込要領」と「2022年度専門家による海外展開支援 応募・利用条件兼同意書」を必ずご確認くださいのうえオンライン登録・書類WEB送付を行ってください。

### パートナーによるハンズオン支援のご紹介








# ハンズオン支援のお申し込みについて



## お申し込み方法

### ステップ1

#### 申込要領の確認、下書きフォームの作成


- ・「専門家による海外展開支援（パートナーによるハンズオン支援）2022年度 申込要領」  (585KB)と「2022年度専門家による海外展開支援 応募・利用条件兼同意書」  (272KB)を必ずご確認ください。
- ・「説明・下書きフォーム」  (43KB)をご参照・作成してください。

### ステップ2

#### オンライン登録

- ・下記「お申し込み」で必要事項を入力・送信してください。
- ・2時間でタイムアウトとなります。「説明・下書きフォーム」からのコピー＆ペーストで時間内で入力を完了してください。

※ジェトロのイベント・サービスを初めてご利用される方は「お客様情報登録」（無料）が必要です。

お申し込み 

### ステップ3

#### 必要書類のWEB送付

決算報告書と支援対象製品・サービス掲載のURL等をWEB送付してください。

【WEB送付】PDFファイル各10MB以下

オンライン登録後の自動送信メール内URLもしくは下記より送信してください。

（WEB送付ができない場合「お問い合わせ」に郵送してください）




WEB送付 

# ハンズオン支援のお申し込みについて

## ステップ1 お申し込み前の準備

### お申し込みの前にご確認頂く書類

---

- ・「専門家による海外展開支援（パートナーによるハンズオン支援）2022年度 申込要領」  (585KB)
- ・「2022年度専門家による海外展開支援 応募・利用条件兼同意書」  (277KB)
- ・「説明・下書きフォーム」  (43KB)

### お申し込みに必要な書類

---

- ・ **決算報告書（直近3カ年度分）**  
貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細、製造原価明細（製造業のみ）、完成工事原価報告書（建設業のみ）、各年度単位でPDFファイルで送付してください。
- ・ **支援対象製品・サービス掲載のURL**  
URLがない場合は、写真またはカタログをPDFファイルで送付してください。

# ハンズオン支援のお申し込みについて

## 申込要領

「新輸出大国コンソーシアム」←  
専門家による海外展開支援←  
(パートナーによるハンズオン支援)←  
2022年度 申込要領←

1. 支援企業：中小企業、中堅企業
2. 業種：全業種
3. 対象となる海外プロジェクト：輸出、海外拠点設立
4. 対象地域：全世界
5. 申込期間：2022年9月末まで（予定）
6. 支援期間：2023年2月末まで
7. ジェトロの費用負担：
  - ・ 専門家の人件費、専門家の国内外出張旅費
8. 採択企業の費用負担：
  - ・ 採択企業の人件費、活動費
  - ・ 弁護士・会計士・通訳費および会社設立にかかる費用
  - ・ 支援企業都合のキャンセル料、その他必要経費



# ハンズオン支援のお申込みについて

## 同意書

### 「新輸出大国コンソーシアム」2022年度専門家による海外展開支援 応募・利用条件兼同意書

#### 【応募条件】

- 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」といいます。）の提供する「新輸出大国コンソーシアム」専門家（以下「専門家」といいます。）による海外展開支援サービス（以下「本サービス」といいます。）に申込みを希望する事業者等（以下「応募者」といいます。）は、申込みの際、申込要領及びこの応募・利用条件兼同意書（以下「本同意書」といいます。）に定める事項に同意いただくことが必要です。
- 応募者はこの本サービスの申込みについては、ジェトロの指定するWEBシステムに登録し、本同意書に署名又は捺印のうえ、代表印を捺印し、ジェトロに提出してこれを行うものとします。その申込みが、応募者の代表者、役員をはじめとする企業全体としての決定事項であって、取締役会決議、承認、決議その他、応募者において必要となる意思決定手続を経たものであることが必要です。ジェトロはかかる申込みへの承認について、その数量においてこれを行うものとし、当該手続を経ない本サービスを利用したことによる苦情、異議申立て、訴訟は受け付けず、かつ、ジェトロ及び専門家等は、これにより応募者に生じた損害には一切の責任を負わないものとします。
- 本サービスに申込みを希望する、現在又は将来において海外市場の獲得を目的とした海外展開プロジェクトを計画している企業、事業者等（ただし、本サービスの支援を通じて得られる情報の提供を業としてする者を除きます。）とし、かつ、以下のいずれかの条件に該当し、かつ、申込要領に定める申込要件を満たす企業、事業者等に制限させていただきます。  
 ・中小企業基本法（昭和39年法律第54号）第2条第1項各号に定義された中小企業であること。  
 ・中堅企業（中小企業以外で、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社であって、申込日の直近の決算上の売上高が1,000億円未満又は常雇用者1,000人未満）であること。  
 ・申込要領に定める申込要件を満たす企業グループであること。  
 ・本サービスのほか、新輸出大国コンソーシアムの他の参加国支援申請（以下「参加国支援申請」といいます。）による支援は「新輸出大国コンソーシアム」の運営に係る実施要綱（以下「コンソーシアム実施要綱」といいます。）に基づき実施されます。
- 本サービスの選考又は採択後の支援状況により、他のジェトロのサービス及び新輸出大国コンソーシアムの他の支援機関のサービス（以下「他のコンソーシアムサービス」といいます。）に取次ぐことがあります。この場合、他のコンソーシアムサービスには一部有料のサービスがあることをご了承ください。

#### 【採択後の利用条件】

- 本サービスの選考により採択された企業、事業者等（以下「採択企業」といいます。）は、海外展開の体制整備に取り組み始めた方とともに、本サービスにおける担当者をジェトロに通知するほか、ジェトロからの問合せや相談に対応するものとします。また、採択企業の業種、所在地、担当者その他重要事項について変更があった場合には、速やかにジェトロに通知します。
- 専門家は、海外展開に係る知見を活用することにより、助言及び情報提供等のコンサルティング並びに海外出張の同行等の支援を行います。なお、専門家単独での法律行為、事実行為の業務実施又は議決とみなされる行為、その他、上記範囲を超える行為等を受託することはできません。また、現地の状況や専攻の制約等の理由により、支援メニューの一部（海外出張への同行等）を制限することがあります。
- 本サービスの提供期間は、採択後に、採択企業、ジェトロ及び専門家との三者で協議のうえ、その終期は、2023年2月28日までの範囲で設定します。ただし、次の各号に該当するとジェトロが判断した場合、ジェトロは、本サービスの提供期間の途中であっても本サービスを終了します。この場合、ジェトロ及び専門家は、採択企業に生じた苦情、異議申立て、訴訟は受け付けず、かつ、これにより採択企業に生じた損害には一切の責任を負いません。  
 (1) 採択企業が、事由の如何を問わず、本サービス提供期間の終期までに、海外展開プロジェクトについて、輸出、拠点設立の実現等の成果の見込みがないとジェトロが判断したとき。  
 (2) 採択企業が海外展開プロジェクトについて既に一定の目標を達成したとジェトロが判断したとき。  
 (3) 採択企業が申込要領に定める申込要件を満たさなくなった等、採択企業の状況が変化したとき。  
 (4) 採択企業が本同意書に定める内容に違反したとき。  
 (5) 採択企業又はその役員若しくは従業員が、国内外の法令に反する行為、法令に反する行為ではないが不正な行為若しくは公序良俗に反する行為を行ったとき、又はその疑いが生じたとき。

#### と

- 採択企業が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に違反し、又は関係者若しくは命令に違反したとき。
- 採択企業がジェトロや専門家の助言又は指導に反する行為を繰り返したとき、又はその疑いが生じたとき。
- その他、本サービスの継続が不当であるとジェトロが判断したとき。
- 採択企業には次の各号に掲げる費用を負担いただきます。  
 (1) 採択企業の人件費、活動費並びに出張者の出張経費及び保険料等。  
 (2) 一部、専門家の海外での交通費等（例：採択企業都合で専門家と同乗するタクシー、ハイヤー及びレンタカーの料金、展示会場料等。）  
 (3) 訪問当該日時及び海外出張日等の確定後、採択企業の都合によるキャンセルが発生し、キャンセル等の連絡を受けた場合でジェトロ側の交通費（航空券代を含みますが、これに限られません。）、寄附金のキャンセル料（又はキャンセル不可であった場合の当該実費）等の費用が発生した場合の当該費用相当額。  
 (4) 弁護士、会計士、通訳、翻訳及び会社設立にかかる費用  
 (5) その他、本サービスに関連して発生する一切の費用（ただし、専門家の人件費及び内外出張旅費は、ジェトロが専門家に対して直接費用負担しますので、除外されます。）
- 第19項及び第21項の場合において、ジェトロ側に交通費（航空券代を含みますがこれに限られません。）、寄附金のキャンセル料及び前項の調査結果は、適切に目的とした調査研究及び政策提言活動を含みます。）、事業フォローアップのための利用代金又は他の機関、独立行政法人、大学若しくは委託事業者のうち公募した地方の行政機関が指定する者（ジェトロの委託、請負等となる場合を含みますが、これに限られません。）に当該情報を提供し、統計的に処理した上で公表することがあります。
- 第19項乃至第21項の規定にかかわらず、本サービスにより海外展開を実現した事例について、ジェトロは、自ら又は他の支援機関を通じて、他の中堅、中小企業等に対し、当該事例に関する情報（事例に関する詳細のほか、採択企業の企業名、製品名、現地法人名、ブランド名称等を含みますが、これに限られません。）の提供を行うことがあります。また、ジェトロは、採択企業に対し、ジェトロの実施又は実施するサービス等を通じて成果普及・広報活動への協力を要請することがあります。ただし、特段の事情がない限り、採択企業の承諾を得ることを要します。
- 採択企業は本サービスの採択によって生じた権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保に供することはできません。

#### 【免責事項】

- ジェトロは、可能な限り正確な情報及び有用なサービスを提供するよう努力しております。しかし、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の保証並びに本サービスの採否は、採択企業の責任と判断で行っていただきます。
- 本サービスに基づく面談がアレンジされた後で、天災、ストライキ、騒動、労働争議等の産業妨害、不可避的な事故、感染症、入国制限、その他のジェトロ又は専門家の責任にない不測の事態や訪問先都合により、当該面談のキャンセルもあり得ますことを予めご了承ください。この場合、採択企業に生じた苦情、異議申立て、訴訟は受け付けず、かつ、これにより採択企業に生じた損害には一切の責任を負いません。
- 本サービスの応募から実施の過程で応募者又は採択企業に生じた直接損害、間接損害については、本サービスの提供期間中又は本サービスの提供期間終了においてもジェトロ及び専門家は一切の責任を負わないものとし、本サービスは本サービスの利用によって生じた権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保に供することはできません。

#### 【秘密保持・個人情報保護】

- ジェトロ、専門家、及び応募者（採択企業を含みます。以下同じ。）は、書面、電磁的方法、口頭その他の方法の如何を問わず、当事者のいずれから開示され、又は、本サービスを実施する過程において取得された当事者のいずれかの業務上の一切の知識及び情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密として扱うものとし、事前の開示した当事者の承諾を得ることなく、秘密情報を本サービスの実施以外の目的に使用し、又は第11項乃至第13項の場合を除き第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとします。  
 (1) 開示の時点ですでに公知の情報は、開示を受けた当事者の責によらずに公知となった情報  
 (2) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報  
 (3) 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報  
 (4) 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずに独自に開発した情報  
 (5) 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を負うことなく開示した情報  
 (6) 法律の強制力を伴い裁判所又は官公庁より開示を要請された情報  
 (7) 関係先との紹介又は面談アレンジを行うために必要な範囲でジェトロ又は専門家が開示先へ開示する情報
- ジェトロ、専門家及び応募者は、本サービスの遂行に必要な場合のほか、秘密情報又は秘密情報を含む文書、電子媒体について、複製、写取、翻案、翻訳等の行為をなすものとします。本サービス期間中又は終了後において、ジェトロの指示があった場合には、採択企業は、速やかにジェトロから交付された文書、電子媒体等を返還又は廃棄します。また、本サービス終了後又はジェトロの指示があった場合には、専門家及び応募者は、秘密情報を含む一切の媒体物（ジェトロの事前の承諾を得て作成した複製物を含みます。）を速やかにジェトロに返還又はジェトロの指示に従い廃棄します。
- 本サービスに関する個人情報、本サービスの実施、関連サービスの案内及び調査等に利用します。また、その取扱いについては、ジェトロが定める「個人情報保護方針」に基づくものとします。ジェトロの個人情報保護方針については（<http://www.jetro.go.jp/pr/ivacy/>）をご覧ください。
- 第5項の規定の範囲内において、第三者は地方の行政機関又は他の機関、独立行政法人、大学若しくは委託事業者のうち公募した地方の行政機関が指定する者（ジェトロの委託、請負等となる場合を含みますが、これに限られません。）に当該情報を提供し、統計的に処理した上で公表することがあります。
- 第19項乃至第21項の規定にかかわらず、本サービスにより海外展開を実現した事例について、ジェトロは、自ら又は他の支援機関を通じて、他の中堅、中小企業等に対し、当該事例に関する情報（事例に関する詳細のほか、採択企業の企業名、製品名、現地法人名、ブランド名称等を含みますが、これに限られません。）の提供を行うことがあります。また、ジェトロは、採択企業に対し、ジェトロの実施又は実施するサービス等を通じて成果普及・広報活動への協力を要請することがあります。ただし、特段の事情がない限り、採択企業の承諾を得ることを要します。
- 採択企業は本サービスの採択によって生じた権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は担保に供することはできません。

#### 【反社会的勢力排除に関する誓約事項】

- 本同意書において、反社会的勢力とは、現在、次の各号の一に該当する者、又は次の各号のいずれにも該当しなくなった日から5年経過しない者を含むものとする。  
 (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成31年法律第77号）第3条第2号に定義される暴力団及びその関係団体  
 (2) 前号記載の暴力団及びその関係団体の構成員、暴力団準構成員並びに暴力団連合会  
 (3) 「総論会」「社会運動機構」「政治活動機構」「特殊知能暴力団」などの団体又は個人  
 (4) 前各号の一の団体、構成員又は個人と関係を有することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体又は個人  
 (5) その他、前各号に準ずる者
- 応募者は、ジェトロに対し、次の各号のすべてについて表明し、保証します。  
 (1) 反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても反社会的勢力に該当しないこと。  
 (2) 親会社等、役員その他、名義上又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。  
 (3) 反社会的勢力を所屬者とし又は反社会的勢力を代理人、媒介者又は委託者となさないこと。  
 (4) 反社会的勢力が経営を支配し又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有しないこと。  
 (5) 反社会的勢力を不当に利用し又は交際していると認められる関係を有しないこと。  
 (6) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行っていないこと、及び、今後行う予定がないこと。  
 (7) 自ら又は第三者を利用して、次の各号の一に該当する違法行為を行わないこと。  
 ① 暴力的な要求行為  
 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為  
 ③ 取引に關し、脅迫的な要請をし、又は暴力を用いる行為  
 ④ 風説を流布し、偽造や虚偽の事実を流布し又は威力を用いてジェトロの信用を毀損し又はジェトロの業務を妨害する行為  
 ⑤ ①乃至④に準ずる行為
- その他、反社会的勢力と非難されるべき関係がないこと。  
 (8) その他、応募者が前項各号のいずれかに違反したことを、催告その他何らの手続を要することなく、本サービスの提供を終了し、ジェトロは損害賠償その他の一切の責を負わないものとする。

#### 【準拠法・管轄】

- 本同意書に定める法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠するものとします。
- 本同意書に定める法律関係及びそれに基づく個別契約から生じる紛争が円満に解決できない場合は、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所をもって、第1審の専断的合意管轄とします。

「新輸出大国コンソーシアム」専門家による海外展開支援サービスに応募し、これを利用するにあたり、申込要領の記載内容及び本同意書の定める条件を確認のうえ、これに同意いたします。

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ） あり

西暦 年 月 日

応募者（法人又は団体）名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 代表者印 \_\_\_\_\_

※法人又は団体名のみ記載された印でなく、これに加え、代表印であることが明記された捺印によって押印ください。

# ハンズオン支援のお申込みについて

## 申込フォーム（下書き） Excel

### 新輸出大国コンソーシアム 2022年度 専門家による海外展開支援（ハンズオン支援） 申込フォーム（説明・下書き）

申込フォームの各項目の入力に際しては、以下の説明をご参照のうえ、正しく入力をお願いします。

**お読み**

- 申込フォームの入力を始める前に、必ず「申込登録」と「2022年度専門家による海外展開支援 応募・利用条件同意書」をお読みください。
- オンライン登録は2時間でタイムアウトとなります。入力の途中でタイムアウトすると、ご入力いただいたデータは消去されてしまいますのでご注意ください。
- 「1.申込フォーム」登録完了後、下記1）～3）を「2.WEB送付フォーム」URLより送付・登録をお願いします。（WEB送付できない場合事務局へ郵送でお送りください）

1) 決算書類（2021年度採択企業でも直近決算書のものを必ずご提出ください。2021年度申込時提出済みの重複分については提出不要です）  
 貸借対照表・損益計算書・販売費および一般管理費明細・製造原価明細（製造業のみ）・完成工事原価報告書（建設業のみ）

2) 対象製品・サービス画像

3) 申し込み状況登録

**下書きフォーム**

○記入の際の注意事項

- 文字化けの原因となりますので、**半角カタカナ**、**簡体仮文字**、**環境仮文字**（**画字や1/2/3**、**商標登録**など）はお使いにならないようお願い致します。
- 数値入力は半角数字でカンマは使用しないでください。**
- 入力の際には下書き記入欄よりコピー&ペーストで2時間以内で入力を完了してください。

「1.申込フォーム」オンライン登録 https://www.jetro.go.jp/customer/actId=B0060530Q		
項目名称	必須	記入方法、入力に関する説明
<b>基本情報</b>		
代表者名（貴社の最高責任者）	必須	社長の最高責任者をご記入ください。海外展開プロジェクトの責任者ではありません。姓、名の順に、全角スペースを一つ入れてください。
代表者名（カナ）	必須	半角カタカナでご記入ください。姓、名の順に、全角スペースを一つ入れてください。
代表者役職	必須	
貴社代表電話番号	必須	貴社の代表電話番号を半角数字で市外局番、ハイフン(-) つきで入力してください。（可能な限り固定電話番号を入力してください）
事業内容	必須	貴社の事業内容詳細を300文字以内で記入してください。 <b>文字化けの原因となりますので、半角カタカナ、簡体仮文字・環境仮文字（画字や1/2/3、商標登録など）は使用しないでください。</b>
WEBサイト	---	貴社にWEBサイトがある場合は、URLを記入してください（必須）。例：http://www.jetro.go.jp WEBサイトが無い場合は、twitter、facebookなど会社事業を外部発信しているSNSサイトを記入してください
資本金（円）	必須	貴社の資本金をご記入ください。 <b>入力は半角数字でカンマは使用しないでください。</b> 単位は「円」です。ご確認ください。
従業員数（人）	必須	貴社の従業員数（中小企業基本法上の「常時使用する従業員」の数）をご記入ください。 <b>入力は半角数字でカンマは使用しないでください。</b>
直近決算期の売上高（円）	必須	直近決算期の貴社売上高をご記入ください。 <b>入力は半角数字でカンマは使用しないでください。</b> 単位は「円」です。ご確認ください。
設立年月（西暦）	必須	貴社の設立年月をご記入ください。 <b>入力は半角数字、西暦</b> （例：1980/04、2003/11）でご記入ください。なお、設立年月が1900年1月1日以前の場合でも西暦（例：1989/12）でご記入ください。
産業財産権の取得状況	必須	貴社の産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の取得状況を、該当するものにチェックをしてください。（複数の選択が可能です）意図的に取得しない場合や取得なしは、該当箇所をチェックしてください。
海外展開をする上での「貴社強み」	必須	貴社が海外展開を行う上で、強みと考えている事項を300文字以内で記入してください。（例：海外特許の取得、貴社しか持たない技術や製品の保有） <b>文字化けの原因となりますので、半角カタカナ、簡体仮文字・環境仮文字（画字や1/2/3、商標登録など）は使用しないでください。</b>
海外展開をする上での「貴社弱み」	必須	貴社が海外展開を行う上で、弱みと考えている事項を300文字以内で記入してください。（例：海外への販路がない、外国語で会話が出来ない） <b>文字化けの原因となりますので、半角カタカナ、簡体仮文字・環境仮文字（画字や1/2/3、商標登録など）は使用しないでください。</b>
<b>海外展開経緯</b>		
輸出経験（過去5年以内）	必須	以下の説明に従い、5つの選択枠から一つを選んでください。（複数の選択はできません） - まったく輸出経験が無い場合は、「無（輸出経験なし）」にチェックをしてください。 - 過去5年以内に輸出経験があるがそれ以外に輸出経験が無い場合は、「無（経験はあるが過去5年間は無）」にチェックをしてください。 - 過去5年以内に一度でも直接輸出の経験がある場合は、「有（直接輸出）」にチェックをしてください。 - 過去5年以内に一度でも間接輸出の経験がある場合は、「有（間接輸出）」にチェックをしてください。 - 過去5年以内に一度でも直接輸出と間接輸出の両方の経験がある場合は、「有（直接輸出と間接輸出）」にチェックをしてください。
輸出先国名（過去5年以内）	---	輸出経験（過去5年以内）が有る場合、必須。主な輸出先国名をご記入ください。
輸出先国での販売代理店の有無	---	輸出経験（過去5年以内）が有る場合、必須。輸出先国での販売代理店の有無にチェックを入れてください。

下書き記入欄	
【選択枠】 特許（国内特許のみ）/ 特許（外国出願含む）/ 実用新案権 / 意匠権 / 商標権 / 取得なし / 意図的に取得しない	
【選択枠】 無（輸出経験無し） / 無（経験はあるが過去5年間は無） / 有（直接輸出） / 有（間接輸出） / 有（直接輸出と間接輸出）	
【選択枠】 無 / 有	



# ハンズオン支援のお申し込みについて

お客様情報確認 > 参加申し込み情報入力

イベント/  
お客様情報確認

参加申込  
情報入力

参加申込  
内容確認

参加申込  
完了

## ステップ2 オンライン 申込みフォーム

### 参加申し込み情報入力

入力内容を確認してください。内容が正しければ画面下部の「内容確認へ」ボタン、訂正する場合は「戻る」ボタンをクリックしてください。

### 新輸出大国コンソーシアム 専門家による海外展開支援 パートナーによるハンズオン支援（2022年度）

#### <登録にあたってのお願い>

- ・申込みフォームの入力を始める前に、必ず「申込要領」と「2022年度専門家による海外展開支援 応募・利用条件兼同意書」をご確認ください。
  - ・オンライン登録は2時間でタイムアウトとなります。入力の途中でタイムアウトすると、ご入力いただいたデータは消去されてしまいますのでご注意ください。
  - ・「1.申込みフォーム」登録完了後、下記の書類PDFを「WEB送付フォーム」URLより送付をお願いします。（WEB送付できない場合事務局へ郵送でお送りください）
- 1) 決算書類（2021年度 採択企業のお申し込みの場合でも直近決算期のものは必ずご提出ください。2021年度申込時提出済みの重複分については提出不要です）  
貸借対照表・損益計算書・販売費および一般管理費明細・製造原価明細（製造業のみ）・完成工事原価報告書（建設業のみ）
  - 2) 対象製品・サービス画像
  - 3) 申し込み状況登録

#### <入力の際の注意事項>

- ・文字化けの原因となりますので、半角カタカナ、機種依存文字・環境依存文字（※例や①②③、商標登録④など）は使用しないでください。
- ・数値入力は半角数字でカンマは使用しないでください。

（ブラウザの「戻る」ボタンを使用して連続入力されると、正しいデータが送信されない場合があります。）

■基本情報	
代表者名（貴社の最高責任者）	<b>必須</b> 貴社の最高責任者をご記入ください。海外展開プロジェクトの責任者ではありません。 姓、名の間は、全角スペースを一つ入れてください。 <input type="text"/>
代表者名（カナ）	<b>必須</b> 全角カタカナでご記入ください。 姓、名の間は、全角スペースを一つ入れてください。 <input type="text"/>

# ハンズオン支援のお申込みについて

## ステップ3 自動返信メールのリンクから必要書類の提出申込フォーム

Subject: 【JETRO】 <※要アクション※ステップ3へお進み下さい> 新輸出大国コンソーシアム パートナーによるハンズオン支援(2022年度) イベント申し込み受付完了のお知らせ

<※要アクション※ステップ3へお進み下さい> 新輸出大国コンソーシアム パートナーによるハンズオン支援(2022年度) イベント申し込み受付完了のお知らせ

〇〇 様

ジェトロのサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。  
新輸出大国コンソーシアム パートナーによるハンズオン支援(2022年度)への参加申し込みの受付が完了いたしました。

<お願い>

新輸出大国コンソーシアム パートナーによるハンズオン支援(2022年度)お申し込み「ステップ2(オンライン登録)」が完了いたしました。

引き続き、以下のURL

<https://www> [リンクアドレス](#)

にアクセスし、以下について、ご対応をお願いします。  
「ステップ3(必要書類のWEB送付)」

- 1) 決算書類の提出
- 2) 対象製品・サービスURLもしくは画像の提出
- 3) 申込状況の登録

郵送の場合、本メール下方にある「お問い合わせ先・書類送付先」へお送りください。



# ハンズオン支援企業の選考について



## 選考

### 選考1

#### 書類審査（一次審査）

- 申込書の受領後、概ね2週間から1カ月程度をめどに審査いたします。
- 書類審査を通過した応募者には、次の「面談審査（二次審査）」の日程を電話またはメールにより通知いたします。

### 選考2

#### 面談審査（二次審査）

- 応募代表者と事業責任者とジェトロの担当者と専門家（パートナー）候補者数名と対面面談（またはオンライン面談）により審査いたします。
- ジェトロにて専門家（パートナー）のマッチングを決定いたします。

### 選考3・結果

#### 最終審査・結果通知

- 「最終審査（採択企業選定審査委員会）」にて採択を決定し、採択通知書により通知いたします。
- 採択通知書と一緒に送付いたします「2022年度専門家による海外展開支援 応募・利用条件同意書」をご提出して頂きます。

#### その他

- 採否の決定までの日程は、早くても専門家の配置が完了する2022年4月上旬以降となります。
- 応募者の都合により審査を早めることはいたしかねますのでご了承ください。
- 審査不通過の場合はお申込み内容を勘案し、その他のジェトロの支援サービス及び他の支援機関のサービス等をご案内させていただきます。※ご案内ができない場合もあります。

※まずは最寄りのジェトロ [☎](#) にご相談ください。

# 専門家（パートナー）による個別企業（ハンズオン）支援の流れ

全産業（進出・輸出）



## パートナー



ハンズオン（伴走型）支援  
専門家

➤ 戦略策定から事業計画作成、計画実行まで一貫して支援（**審査あり**）

- 海外展開戦略  
策定支援
- 貿易実務・  
商談支援
- 越境EC・  
電子商取引



## エキスパート



個別課題対応スポット支援  
専門家

➤ 個別課題に対応するスポット支援（**審査なし**）

- 基準・認証
- 法務
- 税務・会計
- 物流

# エキスパートによる個別課題に対応するスポット支援

対象：ハンズオン支援に採択された企業  
ハンズオン支援のお申込みを検討されている企業

## 個別課題に対応するスポット支援 **新規お申込み受付中**

海外展開における実務で欠かせない各テーマについて、各国・地域事情や実務に精通した専門家、専門知識を有する専門家（弁護士/公認会計士/税理士等）などが支援します。

※対象はハンズオン支援を受けられている企業、ハンズオン支援のお申込みをご検討されている企業です。

※どのようなアドバイス等が受けられるのか試しに支援を受けてみたい企業様は最寄りのジェトロ事務所にご相談ください。内容により「支援候補企業面談（お試し面談）」を受けることが可能です。

テーマ	支援内容
▶ 海外展開戦略策定支援	海外展開戦略策定段階におけるSWOT分析等の支援
▶ 貿易実務・商談支援	貿易実務、商談準備、フォローアップ、英文等プレゼンテーション資料作成等に関する支援
▶ 基準・認証	国際認証等の取得要否、取得方法などに関する支援
▶ 法務	国際取引、海外進出における法務上のポイントについての弁護士等による支援
▶ 税務・会計	国際取引、海外進出に関する税務・会計についての税理士・公認会計士等による支援
▶ 物流	効率的で安全な国際輸送方法等に関する支援

## 幅広い産業分野の活用事例160社以上をホームページに掲載

(6社の取り組みを動画でも紹介中)

[https://www.jetro.go.jp/case\\_study/service/conso.html](https://www.jetro.go.jp/case_study/service/conso.html)



### 新輸出大国コンソーシアムのご利用

このページを印刷する

絞り込み条件を指定してください。

絞り込み解除

- 目的を選択する
- 輸出
  - 海外進出
  - 外資企業誘致
- 産業を選択する
- 農林水産物・食品
  - ファッション・繊維
  - デザイン
  - コンテンツ
  - サービス
  - 機械・機器
  - 環境・エネルギー
  - ライフサイエンス
- 海外展開先を選択する
- アジア
  - オセアニア
  - 北米
  - 中南米
  - 欧州
  - ロシア・CIS
  - 中東
  - アフリカ

### 事例一覧

62件の事例があります。



#### 株式会社サニーハウス

受け入れた技術研修生とともにベトナムに輸出

詳細を見る



#### 株式会社グランプラス

高級チョコレート菓子を世界へ

詳細を見る



#### 神野織物株式会社

日本が誇る伝統工芸品をなんとかして、世に残していきたい

詳細を見る



**日本が誇る伝統工芸品をなんとかして、世に残していきたい**

代表取締役 神野 哲郎 氏

**日本市場に対する危機感を感じた**

手ぬいちは約600年の歴史があり、江戸や明治時代はお風呂で使う必需品でした。しかし、1945～55年ごろから急速にタオルが取って代わってしまいました。昔は数百年も続いた工場も、職人の方たちの高齢化が進み、ほとんど継承できていません。今では全数130軒は残っていません。明治時代に創業し、古道具、伝統柄の手ぬい布に力を入れて、約5代目になる歴史を持つ弊社としては、この日本が誇る伝統工芸品を何となく世に残していきたい。現在は縁起ECというアプローチも生み出し、世の中のほとんどを海外市場へと出ていきましたという風潮に気付いた。そこで、日本市場に対する危機感もあったことから、輸出に向けて動き始めました。

**JETROを通じて海外への扉が開いた**

2015年ごろにホームページを作成した際、海外へ向けに縁起ECに取り組みたいと思いJETROに相談しました。手ぬいちは何に売ったらよいか分からない海外の方に、どうやって売りたいのか？ 吹田市にも協力していただいた海外留学生を繋いでアンケートを採ると、ランチョンマットとかテーブルクロスと答えて、汗を拭くという認識がない。その中に、刺繍をやっている方がいて「みんな手ぬいにして手ぬいを使っている」との声が出ました。するとJETROの専門家から、実際に使っていて売れているのは刺繍に的を絞ってアパレルで売ってあげようというアドバイスをもらいました。まだ知り合っていたフランス新道連盟の広報部長にアプローチしたところ、紹介の輪が次々と広がり世界大会役員などとの高級機会も増えています。

**海外へ出掛けて行く、新たなヒントを得られることも**

とにかくまずはやってみることでいい。もちろん言葉の壁などはありませんが、JETRO「新輸出大国コンソーシアム」の専門家によるハンズオン支援もあり、うまく進めることができました。日本では新道人口が150万人いるのに対し、EU全体では1万人しかいない。しかし、欧州は消費も高価も高く、アッパークラスのスポーツとなっている。手ぬいちは日本で1,000円のところ、欧州では15ユーロまで売れます。手ぬいちは持って行って売ると、今度はタオルが売れないとか、現地で要望ももらえるようになりました。今、海外では日本文化がブームとなっているので、ロケッツなどといった日本の伝統的なものは海外市場に向いているのではないですか。実際に海外へ出掛けて行く、みんなが怪獣を連れてきているのを見て、怪獣を持って売って売らえちゃったとか、新たなヒントも増えます。どんどん視野も広がっていき、興味深い体験がたくさんできます。海外ビジネスはそんなに難しいことではないので、一度やってみるべきだと思います。

**専門家からのポイント**

販路の獲得に当たって社員のインシアティブで既に海外向けECサイトを作成していたので、誰をターゲットにするのかSWOT分析の手法などを用いて一緒に考えるところからのスタートでした。狙いも定めてからのアクションが早かったことが良かったと思います。注意点は、他に足の着いた業者の方で販路に成果を挙げることでした。参り遅いながらも実際に売ることが今後企業様ご自身で海外ビジネスを進める際の第一歩は幸いです。



# (参考) 新輸出大国コンソーシアム活用事例

CONSORTIUM FOR  
NEW EXPORT  
NATION **新輸出大国コンソーシアム**

海外展開支援活用事例集

JETRO

24

ハルススポーツプロダクション株式会社

健康増進の体づくりに昇華した  
ゴルフ由来の運動指導法論で  
世界中の人々の健康に寄与したい

代表取締役社長  
常住 治秀

長寿国・日本発の運動理論が  
海外からの関心を惹く

オンライン商談会でタイの  
アフィリエイトと契約

世界中の人々の健康増進に  
貢献していきたい

専門家のポイント

- ✓ 2022年1月発行
- ✓ 58社にインタビュー
- ✓ コロナなどに負けず海外に挑戦



[www.jetro.go.jp/news/releases/2022/0f885ee3faef4a45.html](http://www.jetro.go.jp/news/releases/2022/0f885ee3faef4a45.html)

# お問い合わせ

## 国内事務所一覧



まずは、最寄りのジェトロ国内事務所にお問い合わせください。



事務所名	所在地・連絡先
本部（東京）	〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル Tel : 03-3582-5511 <a href="#">地図 &gt;</a>
大阪本部	〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング29階 Tel : 06-4705-8606
ジェトロ北海道	〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター9階 Tel : 011-261-7434
ジェトロ青森	〒030-0802 青森県青森市本町1-2-15 青森本町第一生命ビル5階 Tel : 017-734-2575
ジェトロ岩手	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス3階 Tel : 019-651-2359
ジェトロ仙台	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング18階 Tel : 022-223-7484
ジェトロ秋田	〒010-0951 秋田県秋田市山王2-1-40 田口ビル1階